

(別紙)

## 1 質問項目及び内容

災害リスクが高い「要配慮者利用施設」における避難確保計画の作成状況等について

(1) 水防法の改正(平成29年6月)に伴い、洪水や土砂災害のリスクが高い区域内に所在する施設として、市町が指定した「要配慮者利用施設」においては、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化され、国は、これらについて関係機関と連携して、2021年までに100%の実現を目指すこととしている。

平成29年12月の新聞報道によれば、本県にある「要配慮者利用施設」の避難確保計画の作成率は、平成29年3月末時点で14.5%(国土交通省調べ)にとどまるとされているが、現時点における同計画の作成率(%)と避難訓練の実施率(%)を明らかにされたい。

## 2 回答

水防法に基づき避難確保計画作成等の義務がある要配慮者利用施設は、洪水浸水想定区域内にあり市町地域防災計画に位置付けられた施設です。現時点の最新のデータは平成29年3月末時点のものであり、義務付けされた対象施設は415施設、計画作成率が14.5%(60施設)、避難確保計画に基づく避難訓練実施率が0.2%(1施設)です。

避難確保計画の作成状況等は、国において全国調査を年に1度定期的に行っており、次期調査結果(平成30年3月末時点)については6月頃に公表される見込みです。

## 1 質問項目及び内容

災害リスクが高い「要配慮者利用施設」における避難確保計画の作成状況等について

(2) 平成29年12月6日の関連質問に対する答弁では、厚生労働省が作成を求めている非常災害対策計画を有している特別養護老人ホーム等の割合は65.5%で、避難訓練の実施率は49.9%とのことであった。

このうち、洪水や土砂災害のリスクが高い区域内に所在する施設として、市町が「要配慮者利用施設」に指定した特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設における避難確保計画の作成率と避難訓練の実施率を明らかにされたい。

## 2 回答

平成 29 年 3 月末時点において、洪水浸水想定区域内にあり、市町が地域防災計画に「要配慮者利用施設」として指定した特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、軽費・養護老人ホーム（以下、「介護保険施設等」という。）85 施設における「避難確保計画」の作成率は 4.7%（4 施設）、同計画に基づく避難訓練の実施率は 1.2%（1 施設）となっています。

一方、県が厚生労働省の指示により平成 29 年 2 月に実施した介護保険施設等全 517 施設を対象とした調査（アンケート）では、「要配慮者利用施設」として市町の地域防災計画に位置付けられた介護保険施設等 85 施設における「非常災害対策計画」の作成率は 67.1%（57 施設）、同計画に基づく避難訓練の実施率は 44.7%（38 施設）となっています。

なお、「避難確保計画」は水防法に、「非常災害対策計画」は介護保険法にかかる運営基準に基づく計画です。「非常災害対策計画」を策定済の場合には、その内容を精査のうえ、必要であれば項目追加等を行い市町へ報告することで、「避難確保計画」として位置付けられます。

## 1 質問項目及び内容

災害リスクが高い「要配慮者利用施設」における避難確保計画の作成状況等について

（3）避難確保計画の作成率及び避難訓練の実施率の向上を目指し、県はどのような支援を行っていくのか明らかにされたい。

## 2 回答

平成 29 年 6 月に施行された改正水防法では、市町村長は、要配慮者利用施設の所有者等が避難確保計画を作成していない場合に、必要な指示と公表ができることとなりました。

また、平成 29 年 6 月 19 日付けの国からの通知（「水防法等の一部を改正する法律の施行について」）では、避難確保計画の作成について、「都道府県及び市町村の関係部局（防災所管部局、民生所管部局等）は避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、情報提供することや、計画内容を指導するなど、連携して積極的に支援を行うとともに、その作成状況を確認することが望ましい。」とされています。

そのため、三重県市町等防災対策会議等を活用し、市町に対し次の取組を促進、実行することにより、避難確保計画の作成等を支援していきます。

- ・要配慮者利用施設を市町地域防災計画へ位置づけること。
- ・市町が要配慮者利用施設に避難確保計画の作成及び訓練を行うよう指導すること。
- ・市町が施設管理者等を対象とした説明会を開催する場合に講師を派遣すること。

また、計画の作成状況の確認については、定期的に行われる全国調査により把握に努めています。避難訓練については、実施率が低いことから向上に向けて重点的に取り組んでいきます。